

$$\text{加熱式たばこ1箱の紙巻たばこの本数への換算値} = \mathbf{A} + \mathbf{B} + \mathbf{C}$$

$$\mathbf{A} = \text{加熱式たばこ1箱あたりの重量（紙巻、フィルター等の重量を含む）} \times \boxed{\begin{matrix} \mathbf{ア} \\ (\times 2) \end{matrix}}$$

$$\mathbf{B} = \frac{\text{加熱式たばこ1箱あたりの重量（紙巻、フィルター等の重量を除く）}}{0.4g} \times 0.5 \times \boxed{\begin{matrix} \mathbf{イ} \\ (\times 2) \end{matrix}}$$

$$\mathbf{C} = \frac{\text{加熱式たばこ1箱あたりの小売定価（消費税抜き）}}{\text{紙巻たばこ1本あたりの平均小売価格}(\times 1)} \times 0.5 \times \boxed{\begin{matrix} \mathbf{イ} \\ (\times 2) \end{matrix}}$$

(※1) 「紙巻たばこ1本あたりの平均小売価格」とは、紙巻たばこ1本あたりの国及び地方のたばこ税に相当する金額の合計額を100分の60で除して計算した金額を使用しています。(H30.10月～R2.9月までは「22.07円」となります。)

(※2) 加熱式たばこの紙巻たばこの本数への換算方法の見直しについては、激変緩和等の観点から、H30.10.1からR4.10.1までにかけて、段階的に行われます。

加熱式たばこ1箱の換算値については、経過措置が適用されており、上記の換算値算出式のA・B・Cにおける**ア**及び**イ**の換算率は、それぞれ下記の経過措置の対象期間ごとに改定になります。

対象期間		ア の率	イ の率
経過措置	H30. 10. 1～ (第1段階)	0. 8	0. 2
	R元. 10. 1～ (第2段階)	0. 6	0. 4
	R2. 10. 1～ (第3段階)	0. 4	0. 6
	R3. 10. 1～ (第4段階)	0. 2	0. 8
	R4. 10. 1～ (第5段階)	—	1. 0

※今回の改定では、最終的に「**B+C**」となり、銘柄によって、紙巻たばこの税率の70%～90%となる見込みです。